

盛岡市サテライトオフィス誘致支援業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施します。

令和 7 年 4 月 21 日

盛岡市長 内 館 茂

1 業務の概要

(1) 名称

盛岡市サテライトオフィス誘致支援業務委託

(2) 業務目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワーク等の勤務体系の変容を契機として、令和 3 年 9 月に策定した「盛岡市 I T 産業振興戦略」に基づき市内 I T 産業事業所数の増加を図るため、盛岡市におけるサテライトオフィス誘致の取組を周知・支援し、I T 関連企業に対して盛岡市へのサテライトオフィス立地の検討を促すことにより、盛岡市へのサテライトオフィス立地を促進する。

(3) 業務内容（詳細は、別添「仕様書」のとおり。）

ア 地方進出検討企業との面談機会の提供

イ サテライトオフィス誘致に関する取組の周知

ウ 個別企業への働きかけ

エ その他

(4) 委託期間

契約の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

(5) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(6) 提案上限額

1,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案者の資格要件

当プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者）（以下「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件（以下「資格要件」という。）のいずれにも該当する者とする。

(1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について市の要求に応じて協議・対応できる体制を整えていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 後述する提案書類の受付期間の最終日までに、市からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けている者でないこと。

(5) 役員や理事又は営業所等の代表が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき市民税（法人等で提案する場合は法人市民税、個人で提案する場合は個人住民税）、固定資産税及び都市計画税を滞納している者でないこと。

3 提案書類

当プロポーザルに参加しようとするときは、次の書類を提出すること。

なお、盛岡市の物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は、(2)及び(3)の書類は提出不要である。

(1) 提案申込書（様式1号） 1部

（グループでの申請の場合は、グループ申請構成書（様式第1－2号）を提出してください。）

(2) 提案資格を有していることを証明する書類 1部

ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）

イ 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

ウ-1 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 1部

ウ-2 直近の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書

1部

ウ-3 直近の国税又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第2号）（直近とは納付期限が到来しているものを指します。） 1部

(3) 申請する団体の役員等名簿（様式第3号） 1部

(4) 企画提案書（様式第4号） 6部

(5) 事業予算書（様式第5号） 6部

(6) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、提案者の概要が分かるもの 6部

(7) 実績調書（様式第6号） 6部

（官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載してください。）

(8) グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めに記載した書類（グループでの申請の場合のみ） 6部

グループで申請する場合、(2)、(3)、(6)及び(7)について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について、提出してください。（(2)及び(3)の書類については、現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録済みである場合は不要とします。）

※無効となる提出書類

次のアからカまでのいずれかに該当する書類は、これを無効とします。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの。

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの。

ウ 所要経費が、提出上限額を超えるもの。

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの。

カ 提出期限を過ぎて提出されたもの。

4 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月12日（月）正午まで

（受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日となる5月12日は正午までとする。また、受付期間であっても土曜日、日曜日及び祝日に該当する日を除くものとする。）

(2) 提出場所

盛岡市役所若園町分庁舎1階（盛岡市若園町2番18号）

盛岡市商工労働部ものづくり推進課

(3) 提出方法

持参又は簡易書留、レターパック、ゆうパックで郵送すること。（5月12日（月）正午必着）

5 質問の受付及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けします。質問票（様式A）に必要事項を記入のうえ、電子メールで提出願います。

なお、口頭及び質問票によらない質問は受け付けません。

(1) 質問の受付期間

令和7年4月22日（火）から令和7年5月7日（水）正午まで

(2) 質問に対する回答の公表

令和7年5月8日（木）までに盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表します。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答します。

(3) 提出先

後述の「問い合わせ先」の電子メールアドレスあてに提出願います。電子メールの件名には、業務の名称を含めること。

6 提案書類の審査

(1) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）

参加者が3者以下の場合は、資格要件の審査のみ行います。参加者が4者以上の場合は企画提案書等による書類審査を実施し、3者以内に選考します。

イ 二次審査（プレゼンテーション等による審査）

プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行います（パワーポイント等使用可。オンラインによるプレゼンテーション可）。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定します。なお、審査基準の詳細は、盛岡市サテライトオフィス誘致支援業務委託プロポーザル審査要領を確認してください。

ア 業務の目的の理解

イ 創意工夫の提案内容

- ウ 業務遂行能力
- エ 業務執行体制
- オ 費用

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表します。

(4) 公募・審査日程（予定）

- ア 公募の周知 4月21日（月）
（市ホームページ掲載、公募資料等配布）
- イ 質問の受付期間 4月22日（火）～5月7日（水）正午
- ウ 質問に対する回答 5月8日（木）
- エ 提案書類の受付期間 4月22日（火）～5月12日（月）正午
- オ 一次審査の実施 5月13日（火）
- カ 二次審査の実施 5月20日（火）

（二次審査の日時等の詳細は、一次審査による上位3位までの提案者に対し、別途通知します。）

- キ 審査結果の通知・公表 5月22日（木）

7 その他、提案に係る留意事項

(1) 提案

参加者1者につき、1提案とする。

(2) 費用負担

提案に関して必要となる費用（提案プレゼンテーションへの出席、書類の作成及び提出等）は、全て提案者の負担とします。

(3) 提案書類の取扱い

提出された書類は、原則として返却しません。

なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合があります。

(4) このプロポーザルに関する説明会は開催しません。

(5) 公募資料等のダウンロード

公募資料等は、盛岡市公式ホームページからダウンロードすることができます。

(6) 関係機関への照会

必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。

(7) 契約方法等

ア 契約は、随意契約とし、第1順位者（複数の者が共同で提案した場合にあっては、その代表者）から見積書を徴収して契約書を作成します。

イ 契約の内容となる仕様書は、第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成しますが、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがあります。この場合において、第1順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとします。

ウ 契約保証金

上記アの各々の者（イの第1順位者との協議が整わなかった場合にあっては、協議が整った補欠順位者）は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第125条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

8 問い合わせ先

盛岡市商工労働部ものづくり推進課 担当 小川（おがわ）

住所 〒020-8531 盛岡市若園町2番18号

電話 019-626-7538（直通）

電子メール monozukuri@city.morioka.iwate.jp